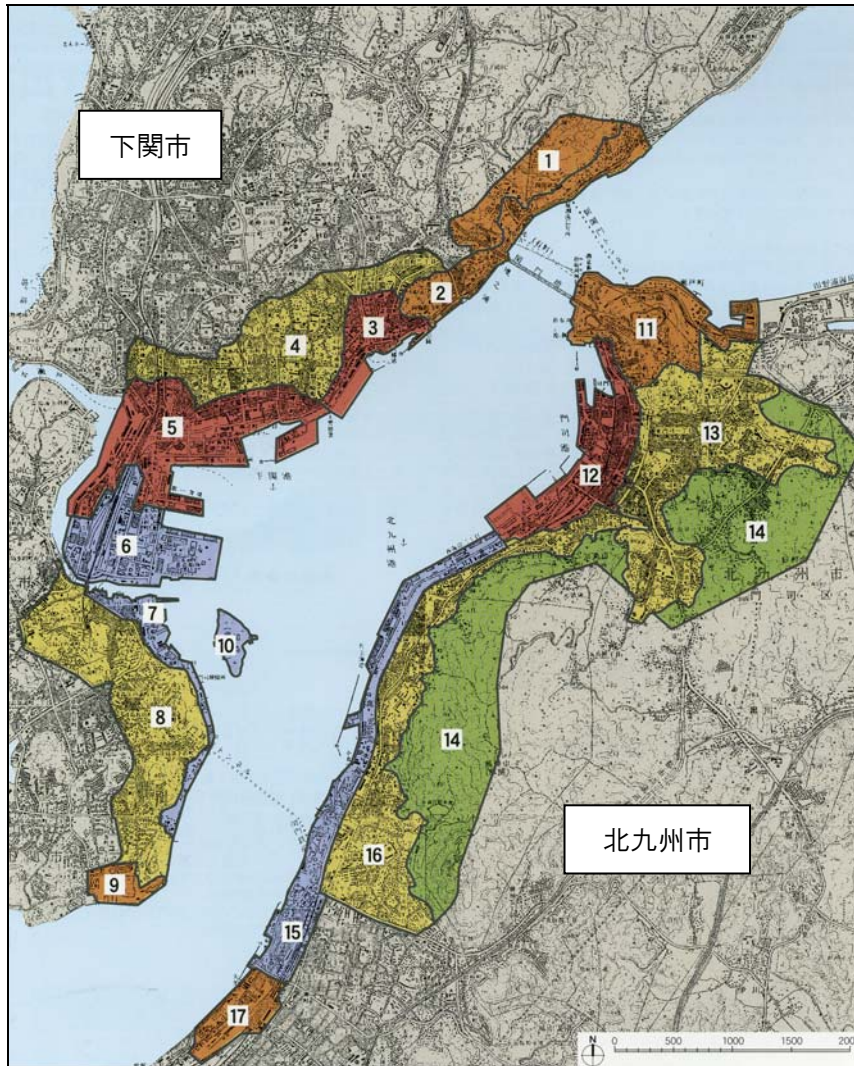


■ 関門景観形成地域

関門景観条例に基づく関門景観形成地域の下関市内にかかる範囲



なお、本地域は、さらに「ゲート」「核」「まちなみ」「水際」ゾーンとして、以下のように区分する。

ゾーン	地区名
ゲート	1 火の山地区
	2 前田・壇之浦地区
	9 彦島田の首地区
核	3 唐戸地区
	5 下関都心地区
まちなみ	4 市街地丘陵地地区
	8 彦島丘陵地地区
水際	6 下関第2突堤地区
	7 彦島沿岸部地区
	10 巖流島地区

■ 届出対象行為

届出対象行為		規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更		以下のいずれかに該当するもの ○高さが10m以上のもの ○延べ床面積が1,000㎡以上のもの
工作物の新設等		以下のいずれかに該当するもの ○高さが10m以上のもの ○築造面積が1,000㎡以上のもの ○建築物の上に設置する場合、その高さの合計が10m以上のもの
土地の形質の変更 又は水面の埋立て 若しくは干拓	土地又は水面	○面積が1,000㎡以上のもの
	のり面、擁壁	○高さが3m以上かつ延長が10m以上のもの
その他、関門景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの		

※ 詳細については、下関市景観計画をご覧ください。